

「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（案）」等に対するパブリックコメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方

凡 例

本「パブリックコメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方」においては、以下の略称を用いています。

正式名称	略称
財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則	財務諸表等規則
連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則	連結財務諸表規則
企業会計基準公開草案第 60 号「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正（案）」	公開草案
企業会計基準第 28 号「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」	企業会計基準

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
1	<p>個別財務諸表を開示すること自体が国際標準ではない状況であり、かつ、企業は連結グループ経営を推進・発展させているため、個別財務諸表の数字が経営判断における指標として意味を持たない状況が多くなっている。また、我が国において個別財務諸表等の簡素化が図られてきている。</p> <p>かかる状況に鑑み、個別財務諸表の注記については現状どおりとすべきである。</p> <p>さらに、連結財務諸表を作成している会社においては、個別財務諸表における注記を不要とすべきである。</p>	<p>企業会計基準において、注記事項が新たに追加されたことを踏まえ、同様の規定を追加したものです。</p>
2	<p>IFRS では、税務上の繰越欠損金（税率を乗じた額）、評価性引当額及びその繰延税金資産の繰越期限別の明細（内訳と年度別情報）の開示を求めている。また、失効日についても、「もしあれば」開示することを求めているだけである。このため、例えば、連結財務諸表規則第 15 条の 5 第 3 項を「繰延税金資産の発生原因別の主な内訳として税務上の繰越欠損金を記載している場合であって、当該税務上の繰越欠損金の額が重要であるときは、繰越欠損金の失効年度がもしあれば、それを記載する。」とすることが考えられる。</p>	
3	<p>企業会計基準委員会（ASBJ）において、「税効果会計に係る会計基準」を改正するための議論が継続中であるなか、金融庁が本パブリックコメントを発表すると、ASBJ が公開草案の中で提案した注記事項案が決定されたものと誤信される恐れがある。また、「税効果会計に係る</p>	<p>公開草案において、当該会計基準の最終化が公表された日以後、最初に終了する連結会計年度及び事業年度の年度末に係る連結財務諸表及び個別財務諸表から適用することができる（早期適用）とされていたことを踏まえ、早期適用を選択する企業が、本改正後の財務諸表等</p>

<p>会計基準」の注記事項と財務諸表等規則等の注記事項とに相違が生じるものと誤解される恐れがある。</p> <p>したがって、金融庁は、ASBJにおける「税効果会計に係る会計基準」の改正の議論が終了した段階でパブリックコメントに付すべきである。</p>	<p>規則等に基づき財務諸表等を作成できるよう、公開草案に基づきパブリックコメントを実施したものです。</p>
--	---